公　示　送　達　書

愛西市告示第２３５号
令和８年１１月１２日

愛西市長　日永　貴章

次の書類を地方税法第２０条の２第１項の規定により公示送達します。
なお送達すべき書類は愛西市役所税務課において保管してあり、申出があればいつでも交付します。

送達を受けるべき者　氏名（名称）	送達すべき書類
後藤　静子	地方税法により送達すべき書類

（注意）
地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したとき（令和８年１１月１９日）に、書類の送達があったものとみなされます。